

アート前橋作品紛失事案における「被害届」の提出

アート前橋作品紛失事案において、作品紛失調査委員会による報告（2021年3月）以降、引き続きアート前橋で調査を継続していましたが、調査の結果、誤廃棄の可能性は低く持ち出しの可能性が高くなったため、被害届を提出しました。

1 提出先 前橋警察署

2 提出日 令和3年12月20日（月）

3 アート前橋作品紛失事案経過

平成30(2018)年12月17日 借用作品52点を旧第二中学校特別教室棟パソコン室に搬入

平成31(2019)年3月26日 パソコン室へ搬入した作品の調査を実施
(この時点では作品が存在していた)

令和元(2019)年12月4日 パソコン室で学校不要物品と作品の区分け作業をアート前橋が実施

12月20日 学校不要物品廃棄

令和2(2020)年1月6日 パソコン室に保管していた作品のうち3作品の所在不明を確認

2月3日 さらに3作品の所在不明を確認（計6作品）

上記により、作品紛失調査委員会の報告時点では、平成31(2019)年3月26日から令和2(2020)年1月6日の間に持ち出されたか、令和元(2019)年12月20日に学校不要物品と一緒に誤廃棄された可能性があると考えられていた。

4 追加調査の内容とその結果

(1) 平成31年(2019)年3月26日の作品調査補助を行った元臨時職員に対するヒアリングを実施（令和3(2021)年6月）

→紛失した作品を含めて旧二中に残した作品はすべて壁に立て掛けておいた。

(この時点の写真には紛失した作品は写っていた)

(2) 令和元(2019)年12月4日の、学校不要物品と作品との区分け作業（境界線を引く）を行った元学芸員に対するヒアリングを実施（令和3年(2021)年10月）

→作品と学校不要物品との境界線の外（学校不要物品側）には作品は置かれていなかった。

(この時点の写真には紛失した作品は写っていなかった)

以上により、平成31(2019)年3月26日から令和元(2019)年12月4日までの間に持ち出された可能性が高くなったことにより被害届を提出した。

本件に関するお問い合わせ先

文化国際課 アート前橋

文化国際課長兼アート前橋 館長

直通 / 027-898-6522

アート前橋副館長

直通 / 027-230-1145